

天保雜記

川崎宿関札
松平所外一併

十七

内閣文庫			
五〇函	二二架	三二九號	五六冊
和書類			

八十才

内閣文庫			
番號	和	31729	
冊數		56	(18)
函號		150	150

右介中區敵性遺敵少記未爲一由

石川清田

松系浦公案

八十七

其方休石剎松葉浦多和葉流世中山海每溪海之岸
 之足徑竹橋之新解國附屬之地之不平分終下
 之左右皆其人家之空海之良我之海界矣其
 之多之矣葉村木亦多之其山之助也之其水亦
 舟出舟之柳之似之松平岡路有泉木之沢為常古之村井
 林古之柳之似之葉亦多之其水亦多之其同路之溪海志新
 之其大古之葉亦多之其水亦多之其同路之溪海志新

在の同家老恩因於母事秋收少延之申る同人不
 仕橋本三之傳公平信必定他多傳即或人ト云次有延達
 有之義と存量代にお達之台咄少退る太傳ハ何事の地
 とも我名抱入あゝ義とて止台云秋方ハ今中執とも不名
 再氣難ぬ之云三傳より中執初有安寄相傳ハ後海之名目
 之ハ竹傳ハ源祿方ハ初より上流益節之云ゝあゝハ初中
 とも云ゝハ云秋秋系同家来相并圖書ハ初為長ハ秋三傳
 中少ハ連大取表ハあて張之天中法之委之何不同
 防之義ハ後張系来時傳梅寿仲ト云三傳ハ初ハ書狀
 中法中傳所存物未を中初張之ハハ連殊太目傳ハ中
 外不存之ハ願之ハ後同入傳ハ初為長ハ初ハ書狀
 之傳系ハ初ハ大取安法川ト初或所同云三傳ハ初ハ書狀
 下家祖竹傳ハ後海ハ初ハ連圖ハ初ハ書狀ハ初ハ書狀

朝鮮持地竹嶋江渡海之一件

2 p

高田屋

久蔵

右之外中追放・輕追放・御叱等有之由

石州浜田

松原浦無宿

八右衛門

其方儀石州松原浦ニ而船乗渡世中北海筋渡海之節

々見請ル竹島を朝鮮国付属之地とハ不弁旨雖申

立右島者人家無之空島ニて良材有之海岸魚類

も多く魚業伐木等いたすならハ助成と可相成と存

付出府之砌元領主松平周防守家来三沢五郎右衛門・村井

萩右衛門江便り領主益筋ニも相成由ヲ以同島江渡海志願

之義大谷作兵衛江申立置帰村後右之趣浜田表へ罷

在候国家老岡田頼母事秋斉聞込之由ニ而同人召

仕橋本三兵衛より尋請必定作兵衛外式人江申立候次第通達

有之義と存益地ニ相違無之旨咄聞追而右島は何れの国地

とも難差極手入等之義者可存止旨萩右衛門より申越をも不取用

再応執成之義三兵衛江相頼砌右最寄松島江渡海之名目

を以竹島江渡稼方見極候上弥益筋ニ有之ならハ取計方

も可有之由ニ而秋斉并同家来松井図書も心得居候趣三兵衛

申聞候迎大坂表ニおいて銀主共聞請宜敷ため同所周

防守蔵屋敷詰家来島崎梅五郎江三兵衛より頼ミ書状

申請中橋町庄助等を申勸銀主ニ引込殊右目論見中

外不屈有之領主より浜田入津差留所払ニ相成候身分ニ而

元住處ニ罷在大坂安治川南貳町目善兵衛其外之もの

共乗組竹島江渡海いたし絵図面相仕立又者木伐採

【訳】

高田屋の久蔵は大坂東牢において死罪

その外中追放・軽追放・御叱等の刑罰に問われた者もあるという。

石州浜田

松原浦無宿

八右衛門

その方は石見国松原浦において船乗り稼業をして居る時、北海方面へ渡海する途中時々見かけた竹島を朝鮮国に属する島だとわきまえなかったと申し立てるが、この島は人家もない空島でいい木材があり沿岸には魚類も多く漁業や木の伐採をやれば、利益になると思付いた。江戸に行き、元領主松平周防守の家来の三沢五郎右衛門、村井荻右衛門を訪ね、藩の利益になるので同島への渡航願いを大谷作兵衛に伝えて帰村した。その後この趣旨が浜田藩家老である岡田頼母（秋斉）に伝わり、頼母の家士橋本三兵衛より呼出しがあったので、大谷作兵衛外二名に話した事が伝わったのだと思い、利益になるに違いないことを説明した。その後この島は何国に所属するかも不明で、計画は中止すべきとの荻右衛門の意見もあったが、再度三兵衛に頼んだところ、最寄松島へ渡航する名目で竹島へ行き、調査し、確実に利益となるようならば方法もあるということで、秋斉及び松井図書も承知している事を三兵衛から聞いた。更に大坂で金主を集め易い様に周防守の大坂蔵屋敷詰家来、島崎梅五郎へ三兵衛に頼んで、添え状を書いてもらい、中橋町庄助などを金主に引き込んだ。特にこの計画の中で、以前不正があり領主より浜田入港を禁止され、追放となり元の住所にいた大坂安治川南二丁目の善兵衛やその他が乗組み竹島に渡航し地図を作成し、又は木を伐採